平成２９年（フ）第１５１号
北海道深川市音江町１丁目10番73号
債務者　神田ミドリ
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５８号
北海道旭川市永山４条21丁目１―16　永大グリーンハイツ102号、住民票上の住所北海道旭川市３条通18丁目386番地の３
債務者　河治　一恵
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３２２号
大阪府東大阪市長田中１丁目２番18―803号、前住所大阪府東大阪市長田中４丁目１番７号　アルティ長田　601号
債務者　森本　善英
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２６号
大阪市城東区古市３丁目１番１―1007号
債務者　川崎　美佳
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９２号
大阪市城東区成育１丁目８番23号Ｆｌｏｗｅｒｓ・花401
債務者　下村奈穂子（旧姓門山）
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４６５号
大阪市城東区新喜多東２丁目８番23号
債務者　田中　　愛
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２号
長崎県松浦市御厨町里免172番地　長嶺団地８棟２号、従前の住所長崎県松浦市調川町下免381番地１
債務者　松本恵津子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午前10時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目38番地６　ラフォーレ・ヴァン201、前住所栃木県宇都宮市江曽島２丁目３番10号　ラファールエステーⅢＡ202
債務者　磯野　未來
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１３号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1168番地52、住民票上の住所栃木県宇都宮市緑３丁目34番23号　ナイスステージ宇都宮参番館1017
債務者　大橋　昌美
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１８号
栃木県宇都宮市鶴田町2126番地９　安納コーポＢ棟203号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町592番地11　石丸方
債務者　織戸有美子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１１号
岡山市中区国富２丁目５番13号　Ａｃｔ18208、旧住所岡山市中区原尾島４丁目17番13号　フォレスト林205
債務者　川井　優芽
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第９５４号
大阪市平野区長吉六反２丁目３番47号、開始決定時大阪府八尾市八尾木東１丁目152番地の３
破産者　堺本　篤史
1　破産債権の届出期間　平成29年10月10日まで
2　一般調査期日　平成29年11月16日午後２時
平成29年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第１５号
札幌市中央区北10条西20丁目１番１号
清算株式会社　株式会社Ｉ・Ｙ
代表清算人　石田　卓也
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（ヒ）第２０６７号
東京都杉並区西荻南４丁目19番10号
清算株式会社　株式会社ＭＳＹ
代表清算人　花岡　範明
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２号
三重県伊勢市小俣町宮前668番地６
清算株式会社　潮満商事株式会社
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所伊勢支部